



中小事業者のための移動相談会の御案内

公正な取引を実現するために私どもに御相談ください！

総務部公正取引室では、下請事業者を始めとする中小事業者の皆様の地域・職場にお伺いして、下請法や独占禁止法の優越的地位の濫用について分かりやすく説明するとともに、下請いじめや納入業者いじめなどのお困りごとの相談受付等を行うための相談会を開催します。

このようなトラブルで困ったことはありませんか？

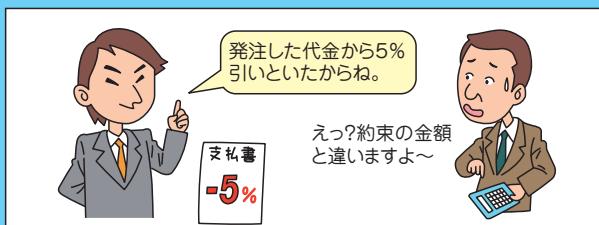
代金を支払日に支払ってもらえなかった！



協賛金を支払わされた！



注文を受けた後に値引きされた！



納品したものを返品された！



1. 対象者

下請事業者を始めとする中小事業者（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する地域、団体等の定期的な会合の場での開催も可能）。

2. 開催地等

開催地及び会場は、申込みを行う中小事業者の要望を踏まえて決定します。

3. 申込方法

移動相談会の開催を希望する中小事業者（原則3社以上）は、代表の中小事業者が参加人数分を取りまとめ、「公取委による中小事業者のための移動相談会申込用紙」をプリントアウトし、御記入の上、ファクシミリ又は電子メールによりお申し込みください。なお、申込用紙は公正取引委員会のホームページ（<http://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/idousoudankai.html>）からダウンロードしてください。

4. その他

申込みの際に御提供いただいた個人情報は、相談会業務以外の目的には一切使用しません。

5. お問い合わせ・申込先

電話 098-866-0049 Fax 098-860-1110

メールアドレス soudankai@jftc.go.jp

（メールをお送りいただく場合は、念のためお電話をいただけると幸いです。）

相談窓口
総務部
公正取引室

電話や面談での相談にも対応いたします。秘密は守らせていただきますので、安心して御相談ください。

住所 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館6階

電話 098-866-0049